

平成 30 年 12 月 5 日（水）
＜提案の内容に関する事＞
愛知県産業労働部産業振興課次世代産業室
次世代産業第一グループ
担当 林・伊藤
内線 3391、3392
ダイヤルイン 052-954-6349
＜国家戦略特区制度に関する事＞
愛知県政策企画局企画課
企画第三グループ
担当 石田・山本
内線 2316、2317
ダイヤルイン 052-954-6091

国家戦略特区における新たな提案を行います

愛知県では、国家戦略特区における新たな規制改革事項として、「航空宇宙分野の調査・研究・試験で利用する海外認証（FCC・CE※1）を取得した通信機器使用の規制緩和」について、本日、下記のとおり、PDエアロスペース株式会社（本社：名古屋市）と共同で、国（内閣府）に提案を行うこととしましたので、お知らせします。

なお、本件は、本年 10 月 18 日（木）に国際戦略総合特区「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」として、本県から国に提案したもの（平成 30 年 10 月 18 日（木）記者発表済み）と同一の内容です。

※1 FCC、CEは、それぞれ米国（FCC）、欧州（CE）の基準で適合性評価を受けた機器であることを認証するもの。

記

1 提案事項

航空宇宙分野の調査・研究・試験で利用する海外認証を取得した通信機器使用の規制緩和

2 提案の概要

現在、航空機の無線通信システムの設計開発における調査・研究・試験において、海外認証（FCC・CE）を受けた高性能な海外製の通信機器を使用する場合、電波法の規定により、そのままでは使用できず、1機材あたり 100 万円程度の費用や 2 か月程度の期間をかけて、日本の技術基準適合証明（「技適」マーク※2）を取得する必要がある。

規制緩和により、海外の認証（FCC・CE）を取得している通信機器を用いて、航空宇宙分野の調査・研究・試験を行う場合、「技適」マークを取得していなくても通信機器の使用を可能とし、研究開発、飛行実験を迅速に実施できるようにする。

※2 「技適」は、日本の基準で適合性評価を受けた機器であることを認証するもの。

3 関係法令

電波法第 38 条

無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く。)は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

【参 考】

PDエアロスペース株式会社の会社概要

会社名	PDエアロスペース株式会社
所在地	本社：名古屋市 研究開発施設：碧南市
設立	平成 19 年 5 月 30 日
資本金	4 億 7,900 万円 ※資本準備金含む
代表取締役	<small>おがわ しゅうじ</small> 緒川 修治
従業員数	15 名 ※平成 30 年 11 月 21 日現在
事業内容	宇宙機開発事業 宇宙旅行及び附帯事業 宇宙輸送事業 (宇宙港事業含む)